

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【公表番号】特表2019-511248(P2019-511248A)
 【公表日】平成31年4月25日(2019.4.25)
 【年通号数】公開・登録公報2019-016
 【出願番号】特願2019-500744(P2019-500744)
 【国際特許分類】

A 0 1 K 91/00 (2006.01)
 C 0 9 D 183/04 (2006.01)
 C 0 9 D 201/00 (2006.01)
 D 0 6 M 15/643 (2006.01)
 D 0 6 M 15/248 (2006.01)
 D 0 6 M 15/263 (2006.01)

【F I】

A 0 1 K 91/00 F
 C 0 9 D 183/04
 C 0 9 D 201/00
 D 0 6 M 15/643
 D 0 6 M 15/248
 D 0 6 M 15/263

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月23日(2020.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フライフィッシングラインであって、
 細長いコアと、

前記細長いコアの周りに被着されたコーティング部と、を有し、前記コーティング部は、
 ポリマー樹脂、シリコンのコポリマー、および1種類または2種類以上の他のポリマ
 ー材料を含み、

前記シリコンのコポリマーは、弗化ポリジメチルシロキサン、弗化ポリジメチルシロ
 キサンプロピルヒドロキシコポリマー、または、それらの組み合わせである、

フライフィッシングライン。

【請求項2】

前記ポリマー樹脂は、ポリ塩化ビニル樹脂である、請求項1記載のフライフィッシング
 ライン。

【請求項3】

前記シリコンのコポリマーは、以下の割合、すなわち、

a．前記コーティング部の重量のうちの1%～10%、

b．前記コーティング部の重量のうちの1%～8%、

c．前記コーティング部の重量のうちの1%～6%、または

d．前記コーティング部の重量のうちの1%～4%のうちの1つの割合を占める、請求
 項1または請求項2記載のフライフィッシングライン。

【請求項 4】

2.5n(9.0重量オンス(ozf))未満のドラグを有する、請求項1～3のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 5】

前記シリコーンのコポリマーは、架橋シリコーンである、請求項1～4のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 6】

前記架橋シリコーンは、トリメトキシシランプレポリマーまたはトリメトキシシランを末端基とするポリシロキサンである、請求項5記載のフライフィッシングライン。

【請求項 7】

前記架橋シリコーンは、前記コーティング部の重量のうちの1%～10%の割合を占める、請求項5または6記載のフライフィッシングライン。

【請求項 8】

前記シリコーンのコポリマーは、前記弗化ポリジメチルシロキサン、または、前記弗化ポリジメチルシロキサンプロピルヒドロキシコポリマーである、請求項1～4のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 9】

前記シリコーンのコポリマーは、前記弗化ポリジメチルシロキサンである、請求項8記載のフライフィッシングライン。

【請求項 10】

前記弗化ポリジメチルシロキサンは、前記コーティング部の重量のうちの1%～4%の割合を占める、請求項9記載のフライフィッシングライン。

【請求項 11】

前記シリコーンのコポリマーは、前記弗化ポリジメチルシロキサン、または、前記弗化ポリジメチルシロキサンプロピルヒドロキシコポリマー、および、架橋性シリコーンの組み合わせである、請求項1～4のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 12】

前記弗化ポリジメチルシロキサン、または、前記弗化ポリジメチルシロキサンプロピルヒドロキシコポリマー、および、前記架橋性シリコーンの組み合わせは、前記コーティング部の重量のうちの1%～4%の割合を占める、請求項11記載のフライフィッシングライン。

【請求項 13】

前記コーティング部は、少なくとも1重量%の非改質シリコーン流体を更に含む、請求項1～12のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 14】

前記コーティング部は、アクリルモノマーを更に含む、請求項13記載の方法。

【請求項 15】

前記アクリルモノマーは、トリメチルオールプロパントリメタクリレート、テトラエチレングリコールジアクリレート、1,6ヘキサンジオールジメタクリレート、または前記物質の組み合わせである、請求項1～14のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 16】

前記コーティング部中に埋め込まれたガラス微小球を更に有する、請求項1～15のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 17】

前記細長いコアは、モノフィラメントラインである、請求項1～16のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 18】

前記細長いコアは、編組ラインである、請求項1～17のうちいずれか一に記載のフライフィッシングライン。

【請求項 19】

フライフィッシングラインであって、
モノフィラメントの少なくとも1本のストランドを有する細長いコアと、
前記細長いコアの周りに被着されたコーティング部と、を有し、前記コーティング部は、
ポリ塩化ビニルポリマー、非改質シリコーン流体、および弗化シリコーンを含み、
前記弗化シリコーンは、弗化ポリジメチルシロキサン、または、弗化ポリジメチルシロ
キサンプロピルヒドロキシコポリマーである、
フライフィッシングライン。

【請求項 20】

前記弗化シリコーンは、前記コーティング部の重量のうちの1%~10%の割合を占め
る、請求項19記載のフライフィッシングライン。

【請求項 21】

前記弗化シリコーンは、前記コーティング部の重量のうちの1%~4%の割合を占める
、請求項20記載のフライフィッシングライン。

【請求項 22】

前記非改質シリコーン流体は、前記コーティング部の重量のうち少なくとも1%の割合
を占める、請求項19、20、または、21記載のフライフィッシングライン。

【請求項 23】

フライフィッシングラインを製造する方法であって、
請求項1~18記載のコーティング部を細長いコアの周りに被着させるステップと、
前記細長いコアの周りで前記コーティング部を硬化するための条件に前記コーティング
部をさらし、それにより前記フライフィッシングラインを形成するステップと、を含む、
方法。

【請求項 24】

前記細長いコアの周りで前記コーティング部を硬化するための条件に前記コーティング
部をさらすステップは、前記コーティング部を145 ~ 205 の温度にさらすステッ
プを含む、請求項23記載の方法。

【請求項 25】

前記被着ステップは、前記細長いコアを押し出している間に実施される、請求項23ま
たは請求項24記載の方法。